

# 平成24年度任意予防接種費用の助成について

## 『子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン』

これらのワクチンは予防接種法に基づかない任意の予防接種です。接種については説明書をよくご覧いただきご検討ください。

### 《子宮頸がん予防ワクチン》

中学1年生から高校1年生の女子を対象に、子宮頸がん予防（HPV）ワクチン接種費用の助成を行います。なお、助成対象者には個別にご案内します。

助成対象者	中学1年生～高校1年生の年齢に相当する女子 (平成8年4月2日～平成12年4月1日生まれの女子) 但し、予防接種実施日において上三川町に住民登録のある方 ※例外として、今年度高校2年生の年齢に相当する女子で、平成24年3月末までに1回以上接種をした方
費用	無料(1回につき15,939円は全額公費負担)
接種回数	サーバリックス: 3回(1回目、1回目から1か月後、1回目から6か月後) ガーダシル: 3回(1回目、1回目から2か月後、1回目から6か月後)

### 《ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン》

生後2か月から5歳未満の乳幼児を対象に、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン接種費用の助成を行います。なお、説明書及び予診票は出生届の際にお渡ししています。

### 【ワクチン種類別接種回数等】

ワクチンの種類	ヒブワクチン	小児用肺炎球菌ワクチン
助成対象者	2か月～5歳未満	
費用	無料 (1回につき8,852円は全額公費負担)	無料 (1回につき11,267円は全額公費負担)
接種回数	<b>【接種開始の年齢】</b> <input type="radio"/> 2か月～6か月の方 ①初回: 4～8週間の間隔で3回 ②追加: 3回目の接種後おおむね1年後に1回 <input type="radio"/> 7か月～11か月の方 ①初回: 4～8週間の間隔で2回 ②追加: 2回目の接種後おおむね1年後に1回 <input type="radio"/> 1歳～4歳の方 ①1回	<b>【接種開始の年齢】</b> <input type="radio"/> 2か月～6か月の方 ①初回: 27日以上の間隔で3回 (3回目は11か月までに完了) ②追加: 3回目の接種後60日以上の間隔で1回(標準として12か月～15か月の間) <input type="radio"/> 7か月～11か月の方 ①初回: 27日以上の間隔で2回 ②追加: 2回目の接種後60日以上の間隔で12か月前後に1回 <input type="radio"/> 1歳の方 ①60日以上の間隔で2回接種 <input type="radio"/> 2歳～4歳の方 ①1回



●接種回数は接種開始の年齢により異なります。

○医療機関に持参するもの=予診票(2枚複写式)、母子健康手帳、保険証

○助成期間=平成24年4月1日～平成25年3月31日まで

○接種方法=小山地区医師会(上三川町・小山市・下野市・野木町)及び、宇都宮市医師会に加入している医療機関で接種ができますので、接種前に医療機関に電話でお申し込みください。

※健康カレンダー6ページの任意接種の接種場所に、宇都宮市の医療機関が追加されます。

なお、上記以外の医療機関で接種を希望する場合は、母子健康係にご相談ください。

▼問い合わせ先 健康課 母子健康係 ☎9132

## M R(麻しん・風しん)DT(ジフテリア・破傷風)の 予防接種を受けましょう。

麻しん排除に向け、MR(麻しん・風しん)予防接種は2回接種になっています。対象は小学校入学前の1年間にあたる子・中学1年生・高校3年生相当の年齢のお子さんです。

また、DT(ジフテリア・破傷風)の予防接種は、小学6年生が対象となります。対象のお子さんには個人通知をしますので同封の説明書をよく読み、体調のよい時に、早めに接種をしてください。

### 【予防接種を受けたあとの 注意事項】

- 接種後、30分ぐらいは医療機関で様子を見るか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。
- 接種当日は激しい運動は避け、安静に過ごしましょう。
- 接種部位は清潔に保ち、接種部位はこすらないようにしましょう。
- 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、すみやかに医師の診察を受けましょう。

予防接種	対象者	医療機関	接種期間
MR	2期 小学校入学前1年間にあたる子 (H18.4.2生～H19.4.1生)	町内・下野市(自治医大を除く)・小山市・野木町・および宇都宮市の医療機関	H24年4月1日 ～ H25年3月31日
	3期 中学校1年生 (H11.4.2生～H12.4.1生)		
	4期 高校3年生 (H6.4.2生～H7.4.1生)		
DT 小学校6年生 (H12.4.2生～H13.4.1生)			

## 上三川町の救急診療体制が変更

夜間や休日の救急診療の受診は「小山地区夜間休日急患センター」へ!!

平成24年4月1日から夜間休日における初期救急体制が、従来の宇都宮市夜間休日救急診療所の利用から小山地区夜間休日急患センターの利用へ変更になりました。これは、町の救急医療体制を、栃木県が策定する「栃木県保健医療計画」の救急医療体制圏域の小山医療圏に合わせることにしたためです。小山地区夜間休日急患センターには、多くの皆様のかかりつけ医である町内の医療機関の先生方が従事してくださることや、初期救急から入院の必要な方を受け入れる二次救急の病院に自治医科大学附属病院が加わるなど体制が強化されたことにもよります。また、交通事故や一般事故、急病人を搬送する石橋地区消防組合の救急搬送区域との整合も図られます。



夜間休日急患センター等の設置の目的は、夜間や休日における軽症患者の初期救急を急患センター等で行い、従事医師をかかりつけ医でもある地域医療機関が担当することで医療機関の機能分化を図るものです。さらに、急患センター等の従事医師を地域医療機関の医師とすることで安心して受診できる環境の整備と併せて「かかりつけ医を持つこと」の啓発を行うところです。特に、乳幼児は急激な体調の変化が起きやすいので、体調の変化に注意して出来る限り診療時間内にかかりつけ医への受診に努めてください。

なお、県内には医療圏ごとに10か所の急患センター等が設置されていますので、より身近な急患センター等を利用することも可能です。

詳しくは、「広報かみのかわ4月号」と一緒に配布した『小山医療圏の救急医療情報(平成24年度版)』をご確認ください。

▼問い合わせ先

健康課 成人健康係

☎9133